

さくら市農業委員会総会議事録（平成28年5月定例総会）

1. 開催日時 平成28年5月25日（水）午後2時03分から午後4時15分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（28人）

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 25番 | 田代 修一 |
| 会長職務代理者 | 30番 | 山崎 國一 |
| 委員 | 1番 | 薄井千恵子 |
| | 2番 | 小菅 和彦 |
| | 3番 | 中山 隆 |
| | 5番 | 齋藤 敏一 |
| | 6番 | 平山 光邦 |
| | 7番 | 野上 春夫 |
| | 8番 | 田代 純一 |
| | 10番 | 鈴木 有一 |
| | 11番 | 小竹 勝 |
| | 12番 | 肥後 太一 |
| | 13番 | 石塚 信行 |
| | 14番 | 手塚 栄一 |
| | 15番 | 舟本 幸美 |
| | 16番 | 門前 義夫 |
| | 17番 | 大塚 明美 |
| | 18番 | 渡辺 一郎 |
| | 19番 | 大森 勝雄 |
| | 20番 | 谷田 年美 |
| | 21番 | 宍戸 孝男 |
| | 22番 | 手塚 靖博 |
| | 23番 | 池田 一孔 |
| | 24番 | 落合千枝子 |
| | 26番 | 福田 正和 |
| | 27番 | 佐藤 利通 |
| | 28番 | 石田多美子 |
| | 29番 | 小林 功 |

4. 欠席委員（2人）

9番 齋藤 克之 31番 大木 忠一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 1号 非農地証明願について
議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出について
議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 6号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第 7号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）
について
議案第 8号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
について
報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鈴木 秀幸
農地調整主幹 野崎 憲作
主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

| | | |
|-----|----|---|
| 事務局 | 鈴木 | 定刻になりました。出席委員28名、欠席委員は、9番齋藤克之委員・31番大木忠一委員の2名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、まず、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。 |
| 会長 | 田代 | みなさん、こんにちは。 田植えも終わり一段落したところですが、農業は米だけでなく、野菜作りもあります。そして、田の水回りなどして感じたことですが、農業はみんなで助け合いながら、誰にも束縛されず自由に農作業できていい職業だと思っていましたが、何でも自由といっても、人に迷惑をかけては、100m上で水がなくて困っているのに、手前で水をどんどん入れてる状態、また風で草等が集まると田植ができないので、草等を水路に上げてそれが用水路に落ちてかまわない状態です。 悪い話ばかりでなく、この間、農業振興事務所での話ですが、農業 |

| | | |
|-----|----|---|
| | | <p>センサスの統計結果、儲かる農家が増えている話ですので、前向きに農業としてとらえ、今後少子高齢化で農業離れても前向きにとらえていけば道が開けていけると思います。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会5月定例総会を開催いたします。</p> |
| 事務局 | 鈴木 | <p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますので、会長に議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p> |
| 15番 | 舟本 | <p>本日午前10時より2名欠席でした。第1調査会は、審議案件はありません。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p> |
| 12番 | 肥後 | <p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、議案第4号が6件、議案第6号が3件、の合計10件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p> |
| 18番 | 渡辺 | <p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号が4件、議案第4号が1件、議案第5号3件、の合計8件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p> |
| 3番 | 中山 | <p>本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件のみです。詳細につきましては後ほ</p> |

| | | |
|-----|----|---|
| | | ど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。 |
| 議長 | 田代 | <p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>22番の手塚靖博委員、23番の池田一孔委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 柴山 | <p>議案第1号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。</p> |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明を願ひます。 |
| 28番 | 石田 | <p>案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>内容については、ただいま事務局から説明があつたとおりです。みなさまのご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> |
| 議長 | 田代 | <p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方、挙手を願ひます。</p> <p>【全員挙手】</p> |
| 議長 | 田代 | <p>全員挙手で、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。</p> <p>議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 野崎 | <p>議案第2号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>この土地について、栃木県農業振興公社へ売渡しの申請がありました。</p> |

| | | |
|-------|----|---|
| | | 今後、栃木県農業振興公社に一旦所有権が移りますが、その後、栃木県農業振興公社より農業委員会に対して買い手のあっせん依頼がありますので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づきまして、2名のあっせん委員の選出をお諮りします。 |
| 議長 | 田代 | あっせん委員の選任ですので、第 2 調査会の委員長より指名願います。 |
| 1 2 番 | 肥後 | 2 番小菅和彦委員、8 番田代純一委員を指名いたします。 |
| 議長 | 田代 | それでは議案第 2 号番号 1 番のあっせん委員は、2 番小菅和彦委員、8 番田代純一委員を指名いたします。 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号 1 番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 柴山 | 議案第 3 号番号 1 番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可と判断いたします。 |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明を求めます。 |
| 1 0 番 | 鈴木 | 事務局の説明どおりであり、ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | 田代 | それでは、質疑に入ります。 【異議なしの声あり】 |
| 議長 | 田代 | 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第 3 号番号 1 番、承認される方、挙手を求めます。 【全員挙手】 |
| 議長 | 田代 | 全員挙手ですので、議案第 3 号番号 1 番は原案どおり承認されました。次に、議案第 3 号 2 番と議案第 3 号 3 番は関連性がありますので、一括審議といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 柴山 | 議案第 3 号番号 2 番、議案第 3 号 3 番を朗読して説明する。 |

| | | |
|-----|----|--|
| | | <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明を求めます。 |
| 7番 | 野上 | 事務局の説明のとおりです。よろしくご審議をお願いします。 |
| 議長 | 田代 | <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> |
| 議長 | 田代 | <p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第3号番号2番、議案第3号番号3番について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p> |
| 議長 | 田代 | <p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番、議案第3号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号4番について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 柴山 | <p>議案第3号番号4番を朗読して説明する。</p> <p>なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明を求めます。 |
| 7番 | 野上 | 事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いします。 |
| 議長 | 田代 | <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> |
| 議長 | 田代 | <p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号4番について、承認される方の挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p> |

| | | |
|-----|----|--|
| 議長 | 田代 | <p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第4号番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 柴山 | <p>議案第4号番号1番について、朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農業公共投資の対象となっている土地ですので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「一般国道若しくは都道府県道の沿道の区域に設置される給油所」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>担当委員の説明をお願いします。</p> |
| 14番 | 手塚 | <p>案内図4-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>平成27年5月25日の定例総会の議案第8号の農業振興地域整備計画で説明しました。</p> <p>転用行為の必要性は、JAしおのや本初施設内地上タンクの老朽化に伴い燃料漏洩リスクを防ぐため、配送施設併設給油所の新設を計画することとなった。土地の選定経過は、栃木県内全域の燃料油配送を行っているため、配送施設を設置するにあたり配送エリア分布の効率が重要であり、他の配送エリアを鑑みると氏家新田付近が最適であり、近隣の地権者交渉及び農地転用の可能性を探った結果、当該地のみが可能であった。土地利用計画は給油所部門、事務所等292㎡、キャノピー棟171㎡、燃料油配送部門の配送所棟23.40㎡、コインランドリー部門のコインランドリー99.36㎡です。取水は、上水道、排水処理は、浄化槽処理後の排水は、敷地東側の管とコインランドリーから出た排水と合流させます。コインランドリーの排水は、浄化槽処理後ガソリンスタンド事務所雑排水の管と接続させ、ポンプアップ後敷地東側の既存排水路へ放流します。氏家土地改良区の同意は済んでいます。雨水処理は、場内に設置したコンクリート集水溝にて集水し、地下の雨水処理貯留槽にて浸透処理します。L型擁壁、車歩道境界ブロック等により場内より高くなっており、地区外への雨水の流出はありません。なお、ガソリンスタンド部門の排水処理は洗車機エリアを含む3箇所に、油水分離槽を設置し、油分の処理後の水は、地下の雨水処理貯留槽にて浸透処理します。進入路の位置については、申請地東側県道沿いに1箇所、南側市道沿い2箇所、西側沿い1箇所です。資金計画は、造成費42,650千円、建築費等46,680千円、付帯事業費97,154千円、事務費26,116千円、計2</p> |

| | | |
|-----|----|---|
| | | <p>12,600千円で、自己資金で賄います。周辺農地への被害防除対策は、土地利用計画で説明したとおり、雑排水は、場外に放流いたします。雨水処理は、地下の雨水処理貯留槽にて浸透処理しますので、外部への流出はありません。北側農地、東側水路、西側市道は、L型擁壁を設置し、南側は、コンクリートブロック積みして、土砂の流出を防ぎます。市道の乗入口は、幅員7mとし、乗入車両制限し、周辺農地への被害のないよう十分注意します。油水分離槽の処理能力は、1日30m³であり、通常洗車機使用はフル稼働しても1日あたり5から6m³です。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>それでは質疑に入ります。</p> |
| 5番 | 齋藤 | <p>確認ですが、農振除外申請の時と今回の申請に違いがあるかどうか。</p> |
| 14番 | 手塚 | <p>変更点は、コインランドリーの位置の変更だけです。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>その他質疑ありますか。</p> |
| 6番 | 平山 | <p>市道の幅員7mは、どちらなのか</p> |
| 議長 | 田代 | <p>申請地の西側で農道でありまして、もし大型車が進入すると、農作業に支障を来すため進入口を7mで抑えるものです、大型車は、南側、東側から入るかたちです。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>その他ありますか。</p> |
| 18番 | 渡辺 | <p>洗車機での排水処理ですが、どうするのですか。</p> |
| 14番 | 手塚 | <p>油水分離槽にて油分の処理後水は、地下の雨水処理貯留槽にて浸透処理となっています。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>その他質疑が無いようですので、議案第4号番号1番について承認される方の挙手をお願いいたします。</p> |
| | | <p>【全員挙手】</p> |
| 議長 | 田代 | <p>全員挙手ですので、議案4号番号1番は原案どおり承認されました。</p> |

| | | |
|-----|----|---|
| 事務局 | 柴山 | <p>続きますして、議案第4番号2番、議案第4番号3番、議案第4番号4番、議案第4番号5、議案第4番号6番は、上阿久津台地土地区画整理地内の内容ですので、一括審議とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4番号2番・3番・4番・5番・6番について朗読して説明する。</p> <p>なお、農地区分は、区画整理地域内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明を求めます。 |
| 29番 | 小林 | 議案第4番号2番から6番は、上阿久津台地土地区画整理地内で、権利移転の原因は全て売買、資金計画につきましては、金融機関の残高証明書並びに融資証明書が添付されております。農地等への影響はありません。どうぞご審議くださるようお願いいたします。 |
| 議長 | 田代 | <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> |
| 議長 | 田代 | <p>異議なしの声以外ないので採決に入ります。議案第4番号2番、議案第4番号3番、議案第4番号4番、議案第4番号5番、議案第4番号6番について挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p> |
| 議長 | 田代 | <p>全員挙手ですので、議案第4番号2番、議案第4番号3番、議案第4番号4番、議案第4番号5番、議案第4番号6番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きますして、議案第4番号7番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 柴山 | <p>議案第4番号7番について朗読説明する。</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」に該当し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明を願います。 |

18番

渡辺

案内図6-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)

本申請は、転用行為の必要性ですが、農機具各種所有してまして、大規模農家を目指し規模拡大しており、農機具の収納や、培土・肥料などの生産資材の置き場所不足のための倉庫建設計画です。土地の選定理由は、自宅敷地も検討しましたが、作業兼倉庫があり、今後も使用するため敷地内を断念し、今回の倉庫の規模に対してこの場所を選定しました。土地利用計画は、建物重量鉄骨造198.70㎡、通路は碎石にて造成、建物の乾燥機を配置する場所は、籾殻を貯めて置くスペースを確保します。周辺の農地への影響はないよう配慮します。取水排水はありません。雨水については、敷地内浸透処理いたします。資金計画は、造成工事2,635千円、建築費8,642千円、諸経費3,411千円、育苗用ビニールハウスへの灌水用の井戸掘削とポンプ設備へ3,112千円、計17,800千円、借入金で行います。周辺農地へ被害防除対策は、東西南北自己所有地で、付近への迷惑はかけません。排水は、土地改良区の確認済、セットバックの必要性は、矢板土木・市建設課と協議済です。以上のような状況であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

田代

それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長

田代

異議なしの声以外ないので、採決に入ります。
議案第4番号7番について承認される方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

| | | |
|-----|----|---|
| 議長 | 田代 | <p>全員挙手ですので、議案第4番号7番は、原案通り承認いたしました。続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 野崎 | <p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。平成28年度第2号、公告予定年月日は、平成28年5月31日です。整理番号1番については、未相続の土地であり、法定相続人の同意が不足しているため取り下げとなっております。では、計画の概要をご説明いたします。利用権設定については、再設定4件、面積28,878㎡、新規10件、面積24,656㎡、合計14件、面積53,534㎡となっております。さくら市全体の賃借料の平均額は、13,100円、物納の平均値は75kg、氏家地区の賃借料の平均額は、15,800円、物納は1件で90kg、喜連川地区の賃借料の平均額は、11,300円、物納1件、60kgとなっております。いずれも1反あたりの数字となっております。</p> <p>続きまして、所有権の移転です。栃木県農業振興公社への売渡しが1件、栃木県農業振興公社からの売渡しが4件となっております。全て氏家地内です。(所有権移転分を朗読して説明する。)</p> |
| 議長 | 田代 | <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>質疑もないようですので、採決に入ります。議案第5号について承認される方、挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p> |
| 議長 | 田代 | <p>全員挙手ですので、議案第5号は原案とおりの承認されました。</p> |
| 議長 | 田代 | <p>暫時休憩（14時55分～15時15分まで）</p> |
| 議長 | 田代 | <p>再開します。議案第6号「農業振興地域整備計画の変更について」事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 野崎 | <p>農用地区域外の番号1番と用途区分の変更の番号5番は、取り下げとなっております。農用地区域除外1件、用途区分の変更2件であります。議案第6号番号2番について朗読して説明する。</p> <p>土地改良区との関連はありません。なお、農用地区域除外後の農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上ありますので、第1種農地と判</p> |

| | | |
|-------|----|---|
| | | 断しますが、不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。 |
| 議長 | 田代 | それでは、担当委員から説明を求めます。 |
| 8 番 | 田代 | 事務局の説明どおりです。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | 田代 | それでは、質疑に入ります。 |
| 議長 | 田代 | 質疑ないようですので、採決に入ります。議案第 6 号番号 2 番について承認される方、挙手を求めます。 |
| | | 【全員挙手】 |
| 議長 | 田代 | 全員挙手ですので、議案第 6 号番号 2 番は原案どおり承認されました。続きまして、用途区分の変更について、議案第 6 号番号 3 番について事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 野崎 | 議案第 6 号番号 3 番について朗読して説明する。氏家改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。 用途区分の変更後についても農地区分は農用地ではありますが、「農振法第 8 条第 4 項の規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第 4 条第 2 項ただし書き）に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。 |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明を求めます。 |
| 1 2 番 | 肥後 | 事務局の説明どおりです。〇〇さんは大きな農家であり、農業用資材置場が必要な状況ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | 田代 | それでは、質疑に入ります。 |
| | | 【異議なしの声あり】 |
| 議長 | 田代 | 異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。議案第 6 号番 |

| | | |
|-----|----|--|
| | | 号3番について承認される方、挙手を求めます。 |
| | | 【全員挙手】 |
| 議長 | 田代 | 全員挙手ですので、議案第6号番号3番は原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号番号4番について事務局の説明を求めす。 |
| 事務局 | 野崎 | 議案第6号番号4番について朗読して説明する。氏家改良区と鬼怒川東部土地改良区と関連がございます。なお、関連する土地改良区には、別途、農政課が意見照会を行っております。 用途区分の変更後についても農地区分は農用地であります、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合（農地法第4条第2項ただし書き）に該当しますので、農地法上の転用許可は見込まれるものと判断します。 |
| 議長 | 田代 | 担当委員の説明を求めます。 |
| 14番 | 手塚 | 事務局の説明のとおりです。ご審議ほどよろしくお願いたします。 |
| 議長 | 田代 | それでは質疑に入ります。 |
| | | 【異議なしの声あり】 |
| 議長 | 田代 | 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第6号番号4番について承認される方の挙手を願います。 |
| | | 【全員挙手】 |
| 議長 | 田代 | 全員挙手ですので、議案第6号番号4番は原案通り承認されました。続きまして、議案第7号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について」事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 野崎 | 議案第7号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）について」、朗読して説明する。 |
| 議長 | 田代 | それでは、質疑に入ります。 |

| | | |
|-----|----|--|
| 19番 | 大森 | 認定農業者は増えているのですか。 |
| 事務局 | 野崎 | 5年前より増え、特に去年は増えました。 |
| 議長 | 田代 | 以前は年齢制限等といった制約があり、認定農業者になるのにハードルが高かったのです。メリットがあることで、認定農業者が増えています。その他ありますか。 |
| 10番 | 鈴木 | 特定農業法人の目標が0となっておりますが、認定農家数は増えて、認定農家の方を育ててゆくとともに農業経営の法人化ですが、個人にはなかなか補助が付かず、法人化になれば国では補助金を出す考えなので、法人化に関心のある農家がありますので、農業委員会としてどう考えるべきでしょうか。 |
| 事務局 | 野崎 | 特定農業法人の要件は、農業経営基盤強化促進基本構想に定めがありますが、農用地の権利を有する3分の2以上の合意形成が必要であるなどハードルが高いため、目標を0としております。特定農業法人の要件については、後日資料を用意して説明いたします。 |
| 議長 | 田代 | その他ありますか。 |
| 16番 | 門前 | 違反転用について、不法に占用されたのは、かなり難しいのですが、何か強制的に撤去する手立てはないのでしょうか。 |
| 事務局 | 野崎 | 違反転用に対する法的手段等については、後日資料を用意して説明いたします。 |
| 議長 | 田代 | その他ありますか。無いようですので、議案第7号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について、採決に入ります。議案第7号について挙手を求めます。 |
| | | 【全員挙手】 |
| 議長 | 田代 | 全員挙手ですので、議案第7号は承認されました。(案)は消して下さい。続いて議案第8号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」事務局の説明を求めます。 |
| 事務局 | 野崎 | 議案第8号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ |

| | | |
|-----|----|---|
| | | いて」朗読して説明する。 |
| 議長 | 田代 | 事務局の説明でした。質疑を求めます。 |
| 12番 | 肥後 | 販売農家数の内訳で、主業や準主業や副業の意味を教えてください。 |
| 事務局 | 野崎 | 農業センサスで用いている用語であります。主業農業は、農業所得が主、準主業農家は、農外所得が主であります。いずれも60日以上農業に従事し、65歳未満の世帯員がいる農家であります。副業的農家は、60日未満農業に従事し、65歳未満の世帯員がいない農家をいいます。 |
| 12番 | 肥後 | わかりました。 |
| 議長 | 田代 | その他ありますか。無ければ、採決に入ります。議案第8号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について挙手を求めます。 |
| | | 【全員挙手】 |
| 議長 | 田代 | 全員挙手であります。議案第8号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」は承認されました。（案）は消して下さい。 続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から4番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から5番は、お目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。以上を持ちまして、さくら市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。 |
| | | (午後4時15分閉会) |